

# 「わが村運動活動助成募集要領」について

## －「わが村は美しく－北海道」運動参加団体の活動への支援－

### 1. 趣旨

- 「わが村は美しく－北海道」運動(以下、「わが村運動」と記す。)が開始から 20 年が経過したことを契機に、北海道開発局においては、「新たな運動の展開」を目指して、今後のわが村運動の推進に係る取組について種々検討がなされています。
- このなかで、地方活動の活性化を図るため、団体の活動力アップが必要とされていますが、一方ではわが村運動参加団体においては、メンバーの高齢化や担い手不足と並んで、活動を継続するための資金不足という課題も認識されています。
- 当 NPO 法人としては、これまでもわが村運動参加団体が「北のめぐみ愛食フェア」等のマルシェに出店する等の活動に対して、その活動を支援してきました。
- こうした団体の活動支援について、より一層地方活動の活性化を図る観点から、幅広く地方の活動を支援対象とする「わが村運動活動助成(仮称)」(以下、「助成」と記す。)に取り組み、団体の活動力アップにつなげることを目指します。

### 2. 助成対象団体

- 助成対象団体は、わが村運動に参加(コンクールに応募)した団体の内、当 NPO 法人の特別会員として入会している団体とします。(特別会員入会についてはP5を参照の事)
- 行政機関が構成員の主体となっている団体の活動については、助成対象としません。

### 3. 助成対象活動

- 定款第 4 条(特定非営利活動の種類)及び第 5 条(事業)に定める範囲内において団体の活動を支援します。
- 助成対象活動は、コンクール応募用紙に記載された活動のほか、コンクール応募用紙に記載されていない場合でも、わが村運動の趣旨に合致すると認められる活動を対象とします。

### 4. 申請期間

- 申請の期間は、募集開始の日(通常は 1 月上旬)から 3 月 31 日までとします。ただし、令和3年に限り、募集開始日が9月以降となるため、適宜期間を設定します。

### 5. 助成額

- 助成額は、1 団体当たり 1 件、10 万円を限度として、選考により予算の範囲内で助成を行います。

## 6. 助成申請手続き

- (1) 当 NPO 法人のホームページを通じて募集します。
- (2) 助成を希望する団体は、所定の申請書に必要な事項を記入の上、添付書類と合わせて当 NPO 法人あてに提出することとします。
- (3) 申請は、1団体当たり1件とします。
- (4) 申請の締め切りは、毎年3月31日とします。ただし、令和3年に限り別途申請締め切りを設定します。

## 7. 選考方法

- (1) わが村運動活動助成の採否並びに助成額は、当 NPO 法人で審査・選考し決定します。
- (2) 審査・選考に当たっては、必要に応じ申請書記載内容等について問い合わせする場合があります。また、当 NPO 法人へ申請された同様の活動内容において、他の助成団体から助成を受けられる場合には重複した助成は行いません。
- (3) 決定に当たっては、助成を受ける団体に必要な条件を付すことがあります。
- (4) 採否並びに助成額の通知は、決定後、当 NPO 法人が直接申請団体に文書で行います。また、選考結果はホームページに掲載します。

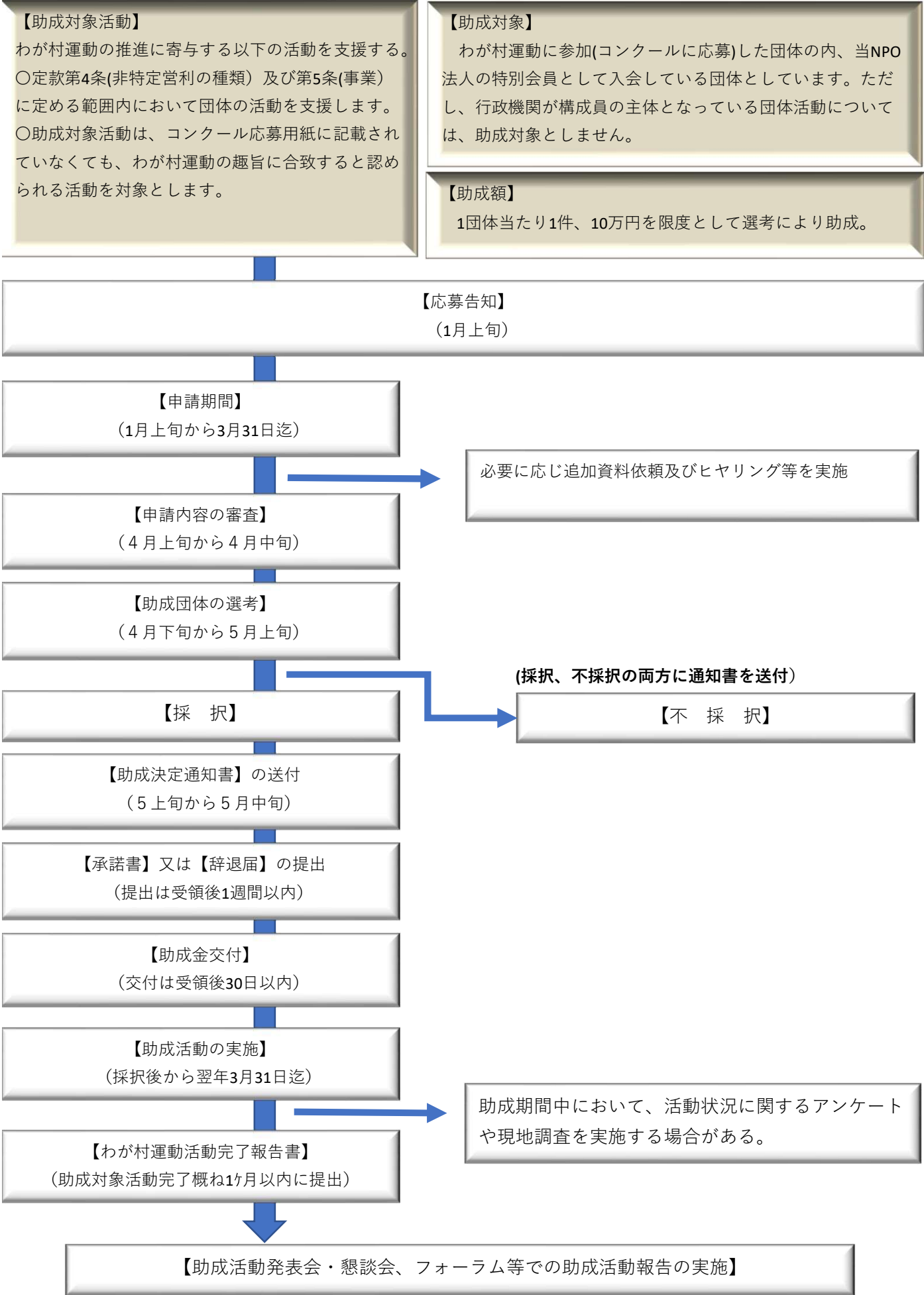
## 8. 助成の方法

- (1) 助成決定通知書を受領された団体は、内容に異存が無ければ速やかに承諾書を提出していただきます。
- (2) 助成決定通知書には、審査・選考により決定した助成額と、場合により付帯条件が記載されていますが、この内容において、当該活動の実施に支障があり、活動が困難であると判断され、助成決定を辞退される場合には、辞退届を提出していただきます。
- (3) 助成金の交付は、団体からの承諾書に基づき、承諾書受領後、指定の口座に振り込みます。
- (4) 助成金の使途は、当該活動に必要な経費に限ります。当該団体職員等の報酬・長期間雇用の人件費は助成の対象になりません。
- (5) 助成決定後において、申請書の内容に虚偽事実が判明した場合、この決定を取り消し、既に助成金の支払いが行われている場合には、助成金の返還請求を行う場合があります。

## 9. 活動の報告

- (1) 助成対象活動の終了後、わが村運動活動報告書を提出していただきます。
- (2) 助成団体には、北海道開発局の各開発建設部が主催し当 NPO 法人が共催するわが村運動活動団体情報交換会等の場で助成活動について発表していただきます。

**特定非営利法人 わが村は美しく－北海道ネットワーク**  
**わが村運動活動助成事業のフロー図**



(参考：定款第4条、第5条)

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動。
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (3) 環境の保全を図る活動。
- (4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。  
(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①「わが村は美しく-北海道」運動に関する調査、研究。
- ②上記に係わる人材育成のための講演会及び普及・啓発。
- ③農村地域の美しい景観の形成や環境の保全の推進。
- ④都市と農村との交流や文化・芸術の振興の推進。
- ⑤地域特産物のブランド化の推進。
- ⑥道内・道外の関連団体との連携及び情報の交換。
- ⑦その他、目的を達成するために必要な事業。

(2) 収益事業

この法人は、事業活動の円滑な遂行に資するため、次に掲げる収益事業を行うことができる。

- ①前号に掲げる事業に関連する調査、研究の受託。
- ②前号に掲げる事業に関連する物品の斡旋及び販売。
- ③前号に掲げる事業に関連する役務の提供。
- ④その他前号に掲げる事業に関連する事業。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 助成金の使途について

助成金の使途は、わが村運動活動に必要な経費に限ることとし、以下を参照としてください。

区 分	内 容
謝金	外部の講師・協力者等に対する謝礼 (講師料、指導料、謝礼等)
賃金	当該活動の実施で、臨時的に雇用するスタッフのアルバイト代
旅費・交通費	当該活動の実施に必要となる活動団体や外部講師等の旅費(宿泊)交通費
印刷経費	当該活動に関わるチラシ、パンフレットなどの印刷経費
通信運搬費	当該活動の実施に必要な切手、はがき、郵送料、運搬料
広告宣伝費	活動PRに伴う、新聞などの広告料
使用料及び賃借料	会場費、機器などの借り上げ料
消耗品費	当該活動の実施に直接必要となる消耗品、材料費、文房具等で、団体が日常使用する一般事務用品は対象外
食糧費	当該活動の実施に必要な食材仕入れ等 ※団体関係者の食事代は対象外
その他経費	その他の経費に含む備品では、当該活動の実施に必要な不可欠な備品に限ります。ただし、汎用性のある光学機器や電子機器などは対象外 当該活動の実施に必要な委託費用で、警備、傷害保険等の外部に委託する際に支払われる経費

※ 不明な点については、事務局まで照会してください。

### 【助成対象とならないその他の経費】

- ・当該団体職員の報酬や長期間雇用者の人件費は対象外
- ・当該団体の維持運営に係る経費は対象外
- ・申請の助成対象活動と関連性のないものは対象外

### 【特別会員入会について】

※助成を受けるためにはNPOの特別会員になっていただく必要があります。  
まだ特別会員になっていないときには、「助成申請書の(様式1-2)」にあります  
「特別会員入会の有無」の欄にある入会希望(無償)にチェックを入れ提出して頂ければ入会が完了します。  
なお不明な点がある場合については問い合わせをお願いいたします。

事務局 NPO法人 わが村は美しくー北海道  
担当 工藤、福島